

酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び 遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

～ 庄内北部圏域 都市計画区域マスタープラン ～

令和 6 年 1 1 月

山 形 県

目次

第1章	基本的考え方	3
第1	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	3
第2	山形県都市計画基本指針	3
第3	対象区域の設定	4
1	広域的な都市計画区域マスタープラン	4
2	都市圏域	4
3	都市計画区域	5
第2章	都市計画の目標	6
第1	目標年次	6
1	基準年次の設定	6
2	目標年次の設定	6
第2	庄内北部圏域の現状と課題	6
1	人口減少・高齢化社会の急激な進行への対応	6
2	グローバル化時代への対応	7
3	頻発する大規模災害への対応	8
4	環境問題と資源の制約への対応	10
5	県民ニーズの多様化への対応	10
6	空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行への対応	10
7	高速道路や幹線道路の状況	11
8	庄内北部圏域らしい都市景観への対応	11
9	既存ストックや資源の活用への対応	12
第3	基本理念	13
第4	将来都市像・市街地像	13
1	圏域の将来都市像	13
2	都市計画区域毎の将来市街地像	13
第5	都市づくりの方針と取り組み方向	16
1	「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～	16
2	「多様な交流」～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～	16
3	「まちなか賑わい」～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～	17
4	「安全・安心」～いのちを守る都市づくり～	18
5	住民などとの協働	18
6	県と市町との連携	19
第3章	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	20
第1	区域区分の決定の有無	20

1	酒田都市計画区域	20
2	八幡、遊佐都市計画区域	20
第2	区域区分の方針	21
1	人口の見通し	21
2	産業の見通し	21
3	市街化区域規模	21
第4章	主要な都市計画の決定の方針	22
第1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	22
1	拠点の配置方針	22
2	主要用途の配置の方針	22
3	市街化区域・用途地域の土地利用の方針	23
4	市街化調整区域・用途白地地域の土地利用の方針	23
第2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1	交通施設の都市計画の決定の方針	24
2	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	26
3	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	26
第3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	27
1	主要な市街地開発事業の決定の方針	27
第4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	27
1	基本方針	27
2	主要な緑地の配置の方針	28
第5	庄内北部圏域概要図	29
	参考文献	30



写真：酒田市美術館庭園から望む名峰鳥海山

（「やまがた景観物語」おすすめビューポイント写真応募作品）

第1章 基本的考え方

第1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、「都市計画区域マスタープラン（以下「区域マス」という。）」とも呼ばれ、都道府県が、中長期視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、対象とする都市計画区域の都市計画に関して、基本的な方向性を示すものです。また、都市計画法では、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業などの都市計画並びに都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）は、区域マスに即したものでなくてはならないと定められています。

これまで、山形県の区域マスでは、目標年次に達した場合や社会情勢に変化が生じた場合など、適時適切な時期に見直しを行っていますが、平成29年4月に策定した「庄内圏域（北部）区域マス」に定める「区域区分」及び「主要な都市計画の決定方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項が目標年次に達したため、この度、見直しを行います。

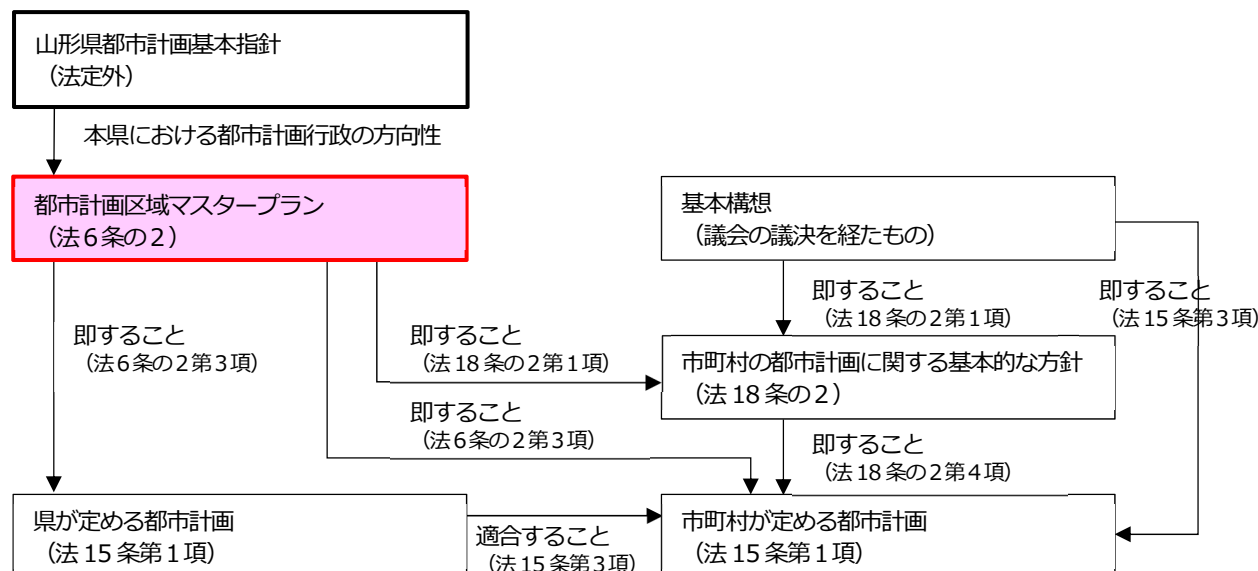


図1-1 区域マスと都市計画の関係

第2 山形県都市計画基本指針

山形県では、都市計画行政を短・中期に重点的かつ戦略的に進める方向性を示すものとして、法的な位置づけはないが、区域マスの上位指針として、平成13年度に「山形県都市計画基本指針」（以下、「基本指針」という。）を定めています。

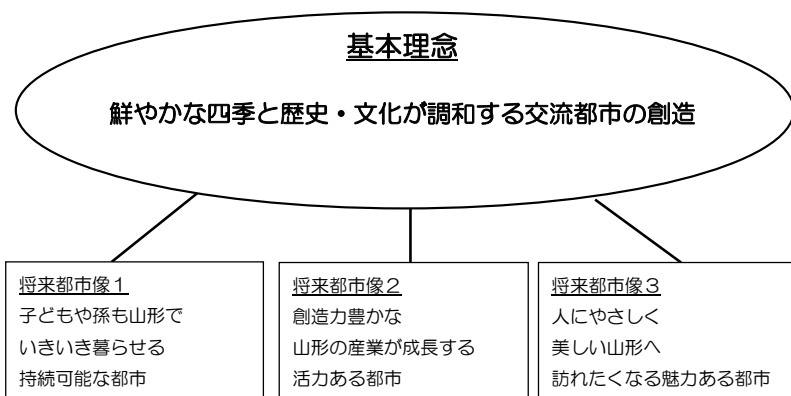


図1-2 山形県都市計画基本指針の基本理念

平成 28 年度には、人口動態の変化及び都市の低密度化、頻発する大災害並びに都市計画法などの改正といった社会情勢の変化に対応した内容に見直しを行っています。

第 3 対象区域の設定

1 広域的な都市計画区域マスタープラン

基本指針では、都市機能の相互補完などの持続可能な都市経営に向けた取り組みの一つとして、広域的な連携を考慮する観点から、複数の区域マスを 1 つの圏域にまとめて策定することを定めています。

山形県では、生活圈や歴史的な結び付きの観点から、県内を 8 つの都市圏域に区分して、平成 28 年度から令和 5 年度にかけて、8 圏域の区域マスを策定しました。

この度の庄内北部圏域区域マスの見直しでは、都市計画基礎調査の結果等を受けて、基準年次、目標年次等を更新するとともに、基本指針に定められた広域的な連携を推進するため、圏域内における広域・地域・産業の各拠点と骨格となる広域交通網の位置づけ等を行います。

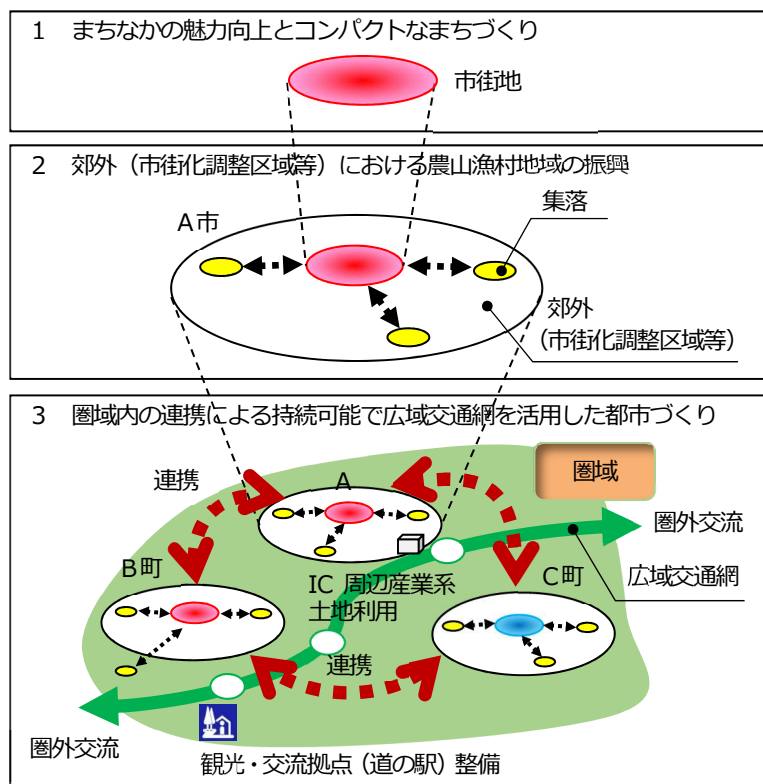


図 1-3 基本指針における都市づくりイメージ

2 都市圏域

広域的な区域マスの策定単位となる都市圏域については、引き続き、酒田市及び遊佐町の 1 市 1 町を「庄内北部圏域」に設定します。

表 1-1 庄内北部圏域の範囲と規模

名称	市町名	範囲	規模 (ha) 出典1※1
庄内北部圏域	酒田市	行政区域の全て	60,298
	遊佐町		20,839
合計			81,137

出典 1：令和 6 年全国都道府県市町村別面積調（国土交通省国土地理院）

※ 1 出典の詳細は、巻末に掲載する。



3 都市計画区域

庄内北部圏域の都市計画区域は、現在、都市計画区域に指定されている以下の区域を設定します。

表 1－2 庄内北部圏域の都市計画区域の法適用年月日と指定面積

区域名	法適用 年月日	最新決定 年月日	指定面積 (ha)		
			酒田市	遊佐町	合計
酒田都市計画区域	S8.5.10	R1.12.17	11,569	574	12,143
八幡都市計画区域	S35.11.25	S43.7.24	625	0	625
遊佐都市計画区域	S23.5.23	S43.10.4	0	1,047	1,047
合計			12,194	1,621	13,815

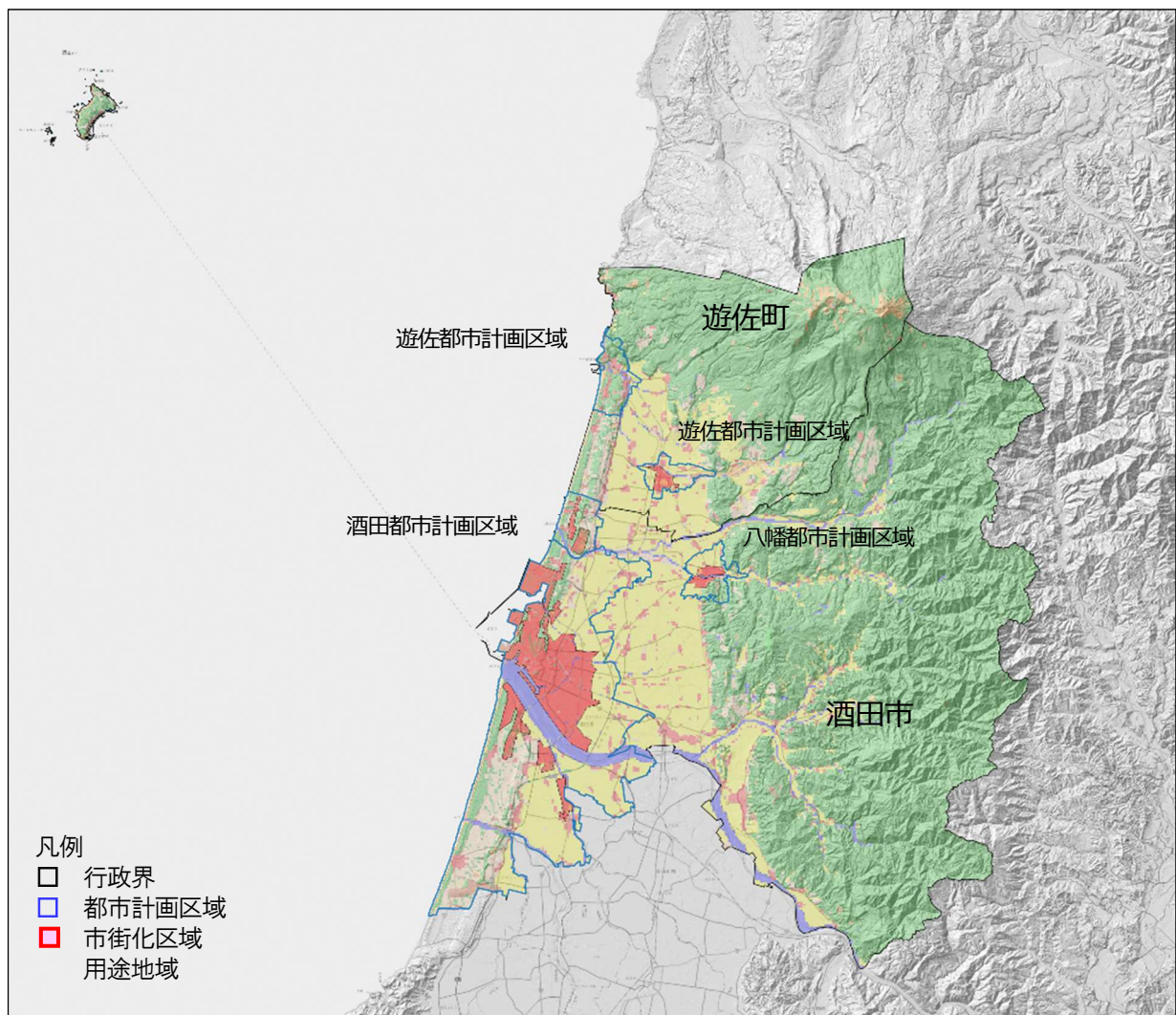


図 1－4 庄内北部圏域の都市計画区域

第2章 都市計画の目標

第1 目標年次

1 基準年次の設定

この区域マスの基準年次は、国勢調査を実施した令和2年（2020年）に設定します。

2 目標年次の設定

この区域マスでは、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものとして、目標年次を令和27年（2045年）に設定します。

ただし、「区域区分」及び「主要な都市計画の決定の方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項については、概ね10年後の将来を予測するものとして、目標年次を令和17年（2035年）に設定します。

第2 庄内北部圏域の現状と課題

1 人口減少・高齢化社会の急激な進行への対応

庄内北部圏域の人口総数は、平成12年から令和2年の20年間で約19%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口減少が進み、令和2年から25年後の令和27年にはさらに約34%の減少が予測されています。

また、高齢化率は令和2年の約37%に対し、令和27年には約47%になると予測され、およそ2人に1人が高齢者となる社会を迎えようとしています。

都市計画区域内においても同様の傾向がみられることから、今後の都市づくりにおいては、人口減少と超高齢社会に対応した施策が求められています。

表2-1 庄内北部圏域及び都市計画区域毎の人口及び高齢化率の推移

区分		単位	平成12年 (2000年 ^{出典2})	平成22年 (2010年 ^{出典2})	令和2年 (2020年 ^{出典2})	令和17年 (2035年 ^{出典3})	令和27年 (2045年 ^{出典3})
庄内北部 圏域	人口総数	千人	139.7	126.6	113.3	90.6	74.8
	高齢者人口	千人	32.8	36.9	41.6	38.5	35.1
	高齢化率	%	23.5%	29.1%	36.7%	42.5%	46.9%
都市計画 区域	人口総数	千人	103.0	98.4	90.1		
	圏域高齢者人口	千人	22.8	27.6	31.5		
	高齢化率	%	22.1%	28.0%	35.0%		

出典2：国勢調査（総務省統計局）、出典3：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

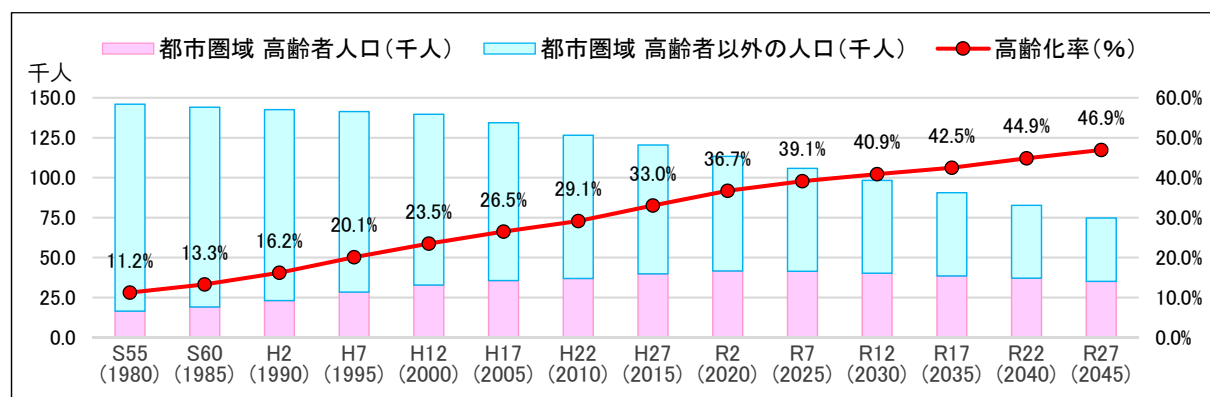
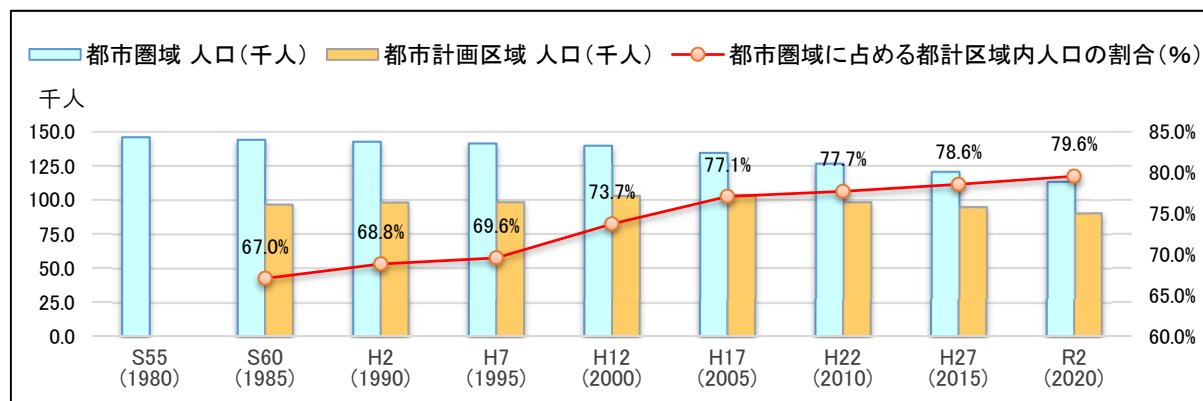


図2-1 庄内北部圏域の人口及び高齢化率の推移

なお、次の参考図に示すとおり、人口は減少しているものの、都市圏域に占める都市計画区域内人口の割合は継続して増加傾向にあります。これは、本圏域が適切な都市計画制度の運用のもと、持続可能でコンパクトな都市経営を実践してきたことを示しており、引き続き、持続可能な都市づくりを推進していきます。



参考図 庄内北部都市圏域と都市計画区域内の人口と割合（実績）

2 グローバル化時代への対応

庄内北部圏域の産業別就業者については、表2-2に示すとおり、県全体と比べると、第2次産業就業者が少なく、第3次産業就業者が多い傾向にあります。製造品出荷額などについては、表2-3、図2-2に示すとおり、平成17年から令和2年までで約106億円増加しており、平成21年が最も低く、近年は上昇傾向にあります。

表2-2 産業別就業者数^{出典2}

単位：就業者数（人）、就業人口割合（%）

区分	令和2年（2020年）の就業者数（ ）内の値は就業人口割合			
	総数※	第1次産業	第2次産業	第3次産業
県全体	540,922 (100.0)	46,647 (8.6)	152,051 (28.1)	331,954 (61.4)
庄内北部圏域	57,014 (100.0)	5,322 (9.3)	14,765 (25.9)	36,544 (64.1)

出典2：国勢調査（総務省統計局）

※ 総数には分類不能が含まれるため、各産業の合計値と一致しません。

表2-3 製造品出荷額など^{出典4}

単位：百万円

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
県全体	2,869,203	2,755,903	2,550,977	2,845,633	2,832,284
庄内北部圏域	234,945	215,687	267,634	254,873	245,583

出典4：山形県の工業（山形県）

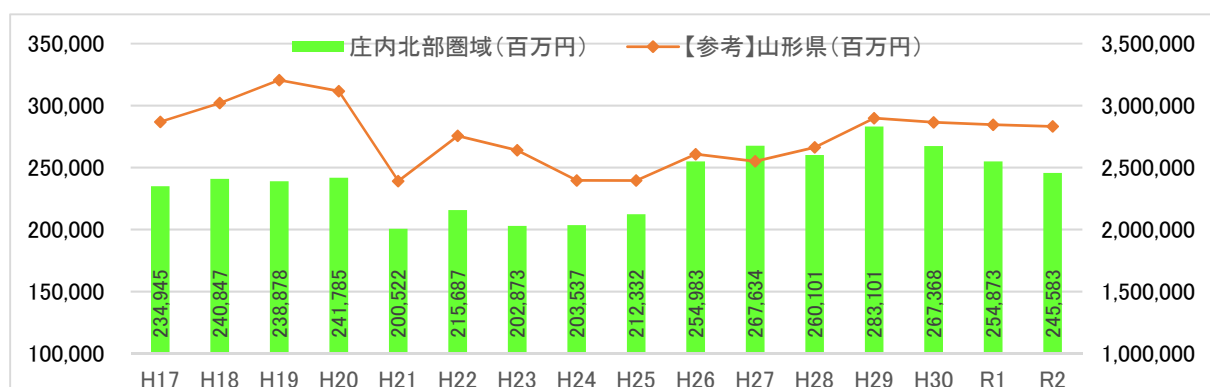


図2-2 庄内北部圏域の製造品出荷額などの推移

今後も経済のグローバル化が進み、低賃金及び低価格を競争力の源泉とする海外企業との競争が激化する中で、付加価値の高いものづくりなどにより、国際競争力を高めていく必要があります。

また、観光者数及び外国人旅行者数は、表2-4及び表2-5に示すとおり、各種観光キャンペーンの展開、台湾からの国際定期チャーター便の増便や外航クルーズ船の酒田港寄港回数の増加などを要因として、令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う他県への往来自粛及び入国制限措置などにより、大幅に減少しています。

今後のポストコロナにおいては、交流人口の回復を目的とした観光面での都市間連携や交流を促すまちづくりを推進していくことが重要です。

表2-4 観光者数（延数）出典5

単位：千人

区分	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
県全体	41,225.4	39,433.7	44,904.3	45,311.7	27,511.2	30,058.9	36,034.3
庄内北部圏域	6,656.4	6,492.3	6,904.0	5,958.5	3,949.0	4,028.8	4,702.2

出典5：観光者数調査（山形県）

表2-5 外国人旅行者数（延数）出典6

単位：人

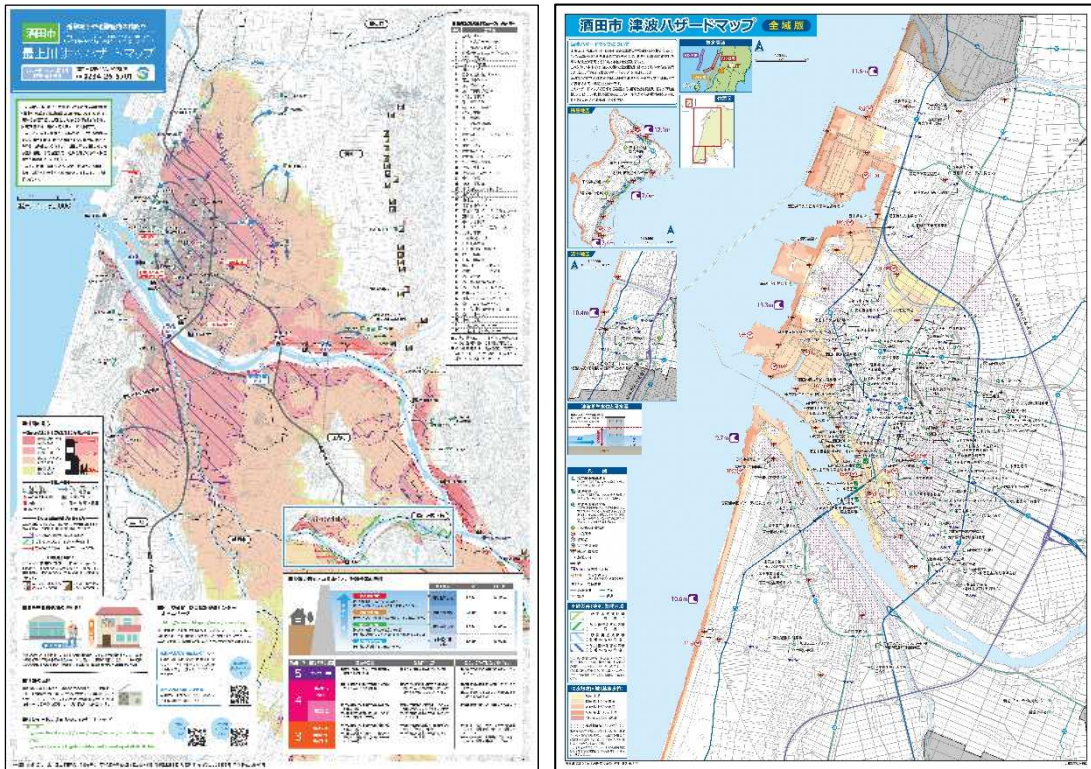
区分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
県全体	83,722	96,847	388,928	125,930	17,083	56,051
庄内地方	11,531	18,239	65,691	7,616	2,695	4,896

出典6：外国人旅行者受入実績調査（山形県）

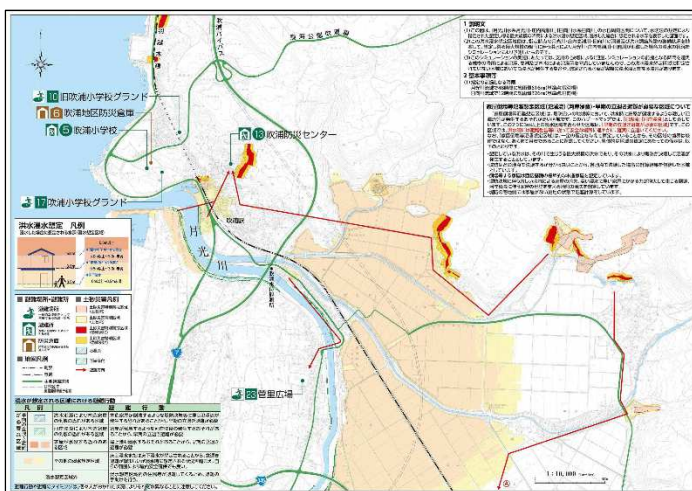
3 頻発する大規模災害への対応

本圏域は、日本海に面しており、沿岸部における津波対策として、避難路や避難施設の設置などのハード対策及び警戒避難体制の構築などのソフト対策を進めていくとともに、浸水想定に基づく土地利用の誘導などの方策が必要になっています。

また、頻発する洪水、土砂災害及び地震などの発生に備えるため、対策施設の設置などのハード対策及び警戒避難体制の構築などのソフト対策を進めていくとともに、災害ハザードエリアを、居住を誘導する区域に含めないなどの方策が必要になっています。



参考図 酒田市 最上川洪水ハザードマップ (左)、津波ハザードマップ (右)



参考図 遊佐町防災ガイドマップ

本圏域では、防災拠点となる庁舎の耐震化は完了していますが、防災拠点となる公共施設等の耐震化は完了しておらず、今後も引き続き建築物の耐震化、不燃化の促進及び避難場所の確保などにより、様々な災害に備えた防災性を高めていくことが必要です。

表 2-6 防災拠点の耐震化推進状況^{出典 7}

区分	防災拠点となる庁舎の耐震化進捗状況			防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況		
	全棟数	耐震化済棟数	耐震化率	全棟数	耐震化済棟数	耐震化率
酒田市	7	7	100.0%	124	119	96.0%
遊佐町	2	2	100.0%	29	27	93.1%

出典 7：防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査（総務省消防庁）

4 環境問題と資源の制約への対応

地球温暖化の進行をはじめ、世界人口の爆発的な増加などに伴う資源・エネルギーの枯渇、環境悪化など、資源と環境に関する課題が世界的に重要な問題となっており、地球規模での対応が迫られています。

本圏域においても、資源の有効活用や循環を重視するなど、環境負荷が小さく持続可能な都市への転換が求められ、豊かな自然や伝統文化を守りながら、環境との共生を図ることが必要です。

5 県民ニーズの多様化への対応

近年の県政アンケートでは、他県に誇れる本県の良さとして、「自然環境の良さ」が最上位に挙げられています。一方で、気候変動への対応として県が重点的に取り組むべきこととして、「暮らしの安全・都市生活分野（大雨や大雪などに備えたインフラ整備など）」が最上位に挙げられており、自然環境の保全と防災の両立が望まれています。

新型コロナウイルス感染拡大関連の設問では、コロナ禍前と比べて、スポーツの頻度低下などの要因により「日常生活の満足度」が低くなり、「健康」や「生活維持・収入」に関する不安が増したという回答が半数以上にのぼっています。

このほか、地域における子どもや高齢者の見守り・支援、公共交通の利便性確保や空き家対策・利活用方策など、少子高齢社会に起因する課題への要望や、子育て環境向上への要望、スポーツ振興への要望など、県民ニーズが多様化しています。

都市計画における対応としては、県民のニーズが高い暮らしの安心・安全のためのインフラ整備を推進するとともに、地域活動や子育て環境の充実を図るための施設整備や仕組みづくり、公共空間におけるユニバーサルデザインの対応、まちなかでの様々な交流を生み、スポーツや癒しの場ともなる広場の創出などが考えられます。

6 空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行への対応

本圏域では、人口減少や高齢化、郊外への人口流出に伴い、既成市街地の空き家・空き地の増加、防災、防犯、環境衛生、風景・景観、地域活性化、まちづくりなどの課題が顕在化しています。

また、既成市街地においては、建物の密集や土地権利関係の複雑化、用地取得や解体除却のコスト負担などによって、基盤整備が進みにくい状況にあります。

このため、空き家や空き地などの既存ストックを活用しながら、都市機能の集積化を図り、市街地を活性化させていくことが求められています。

一方で、利便性の高い郊外地は、開発需要が高いことから、適切な土地利用のコントロールが求められています。

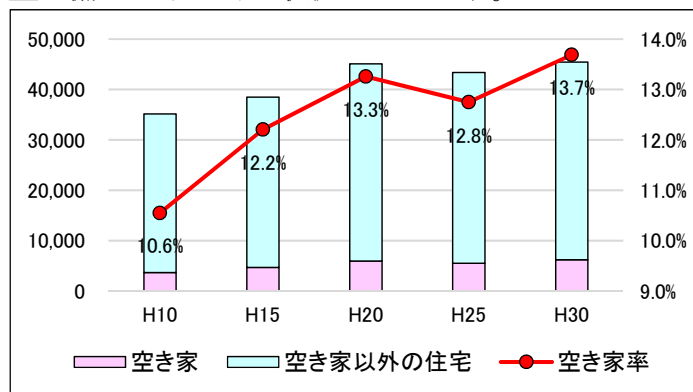


図2-3 酒田市における空き家戸数^{出典8}及び空き家率の推移

出典8：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

7 高速道路や幹線道路の状況

庄内地方の高速道路供用率は、令和6年4月現在、約77%と、県全体の供用率約86%を下回っていますが、庄内北部圏域においては、令和8年度までに日本海沿岸東北自動車道の全線供用が見込まれています。

これに加えて、新庄酒田道路を含めた高規格道路の整備を促進するとともに、酒田港や庄内空港などの交通施設と合わせて、総合的な機能強化を図り、地域の魅力を磨き高めることで交流人口の拡大と地域の活性化を進めていく必要があります。

また、新たに整備されるインターチェンジ周辺では、開発ポテンシャルの上昇が想定されることから、田園や里山などの周辺環境との調和や保全を図りつつ、雇用確保のための産業系土地利用や交流人口拡大に資する交流拠点整備など、交通便利性を最大限に活かした都市づくりを行うことが重要です。

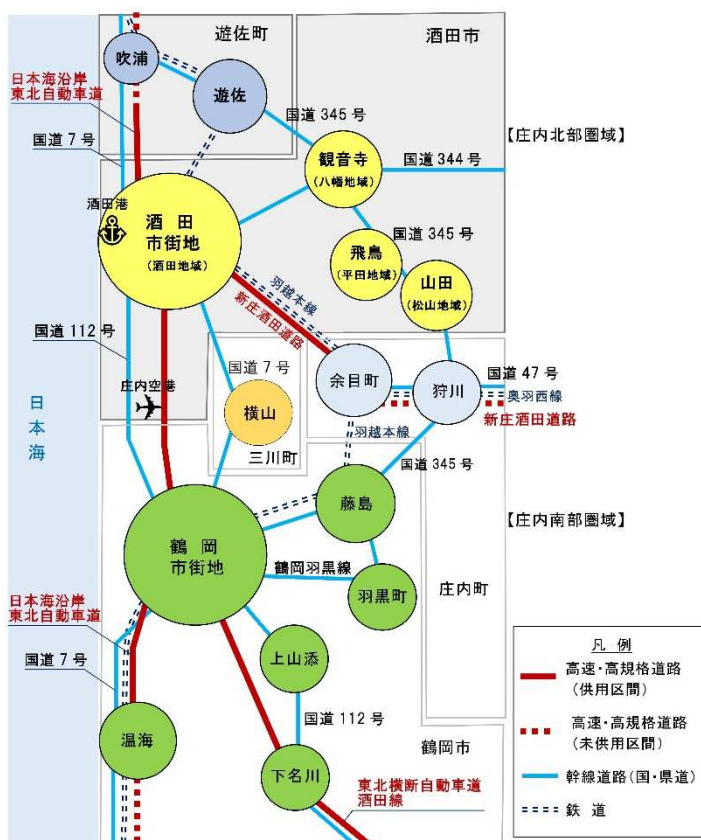


図2-4 庄内地方における交通基盤の状況模式図

表2-9 高速道路の計画延長及び供用率^{出典9}

基準年月	山形県			庄内地方		
	計画延長	供用延長	供用率	計画延長	供用延長	供用率
令和6年4月	340km	292km	約86%	119km	91km	約77%

出典9：山形県調べ

8 庄内北部圏域らしい都市景観への対応

魅力ある都市をかたちづくる街並みや歴史的建造物等の資産は、都市の誇りや暮らしやすさ、さらには経済的な価値も生み出す地域の宝であり、圏域らしい特徴のある都市景観をつくり上げています。

これら圏域の風景は、「やまがた景観物語おすすめビューポイント」に14箇所が選定されるほか、山形県景観条例に定める「眺望景観資産」に1箇所が指定されています。

優れた都市景観は生活や文化を映す鏡ともいわれ、世代を超えて継承すべき財産であり、本圏域においても、山居倉庫や日和山公園、酒田港の景観など、これらを活用した都市空間づくりを一層進めていく必要があります。



山居倉庫とケヤキ並木



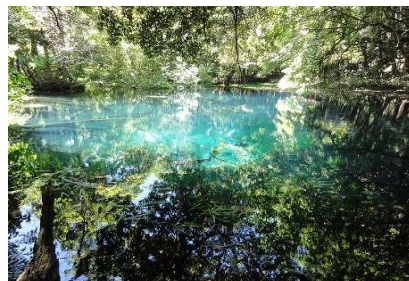
日和山公園から見る日本海



吹浦海岸から見る十六羅漢岩と日本海



玉簾の滝



丸池様

写真2-1 庄内北部圏域のビューポイント（抜粋）

9 既存ストックや資源の活用への対応

本圏域の人口減少傾向の継続は、財政制約の高まりを招き、都市機能の整備と維持が困難になることが見込まれています。

このため、商業施設及び福祉施設などの既存ストックや、歴史的建築物などの観光資源を活かすことが必要となってきます。

単独の都市で整備・維持することが困難な都市機能については、圏域内の都市間連携を推進し、連携・補完などを通して、効率的に維持・確保していくことも重要になってきます。

第3 基本理念

この区域マスでは、基本指針に掲げる次のことを基本理念とします。

鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造

第4 将来都市像・市街地像

1 圏域の将来都市像

この都市計画区域マスタープランでは、基本指針に掲げる次のことを圏域の将来都市像とします。

(1) 子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市

豊かな自然環境を支える中山間地をはじめ、中心都市と周辺の中小都市の広域的な連携を強化するとともに、災害に強くコンパクトで効率的な市街地整備や自家用車に過度に依存しないまちづくりを進め、定住人口の増加を目指します。また、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進を進めるなど、地球環境にやさしい持続可能な都市を目指します。

(2) 創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市

都市基盤・都市機能の充実や雇用の場の確保などを進め、圏域の産業が成長する活力ある都市を目指します。

日本海沿岸東北自動車道及び新庄酒田道路などの広域的な交流環境の整備に加え、庄内空港及び酒田港などの活用により、地域産業の振興や新規就労者の創出を図ります。

(3) 人にやさしく美しい山形へ訪れたい魅力ある都市

それぞれの都市が持つまちなかの回遊性や、文化や歴史、自然の特徴を活かしつつ、社会的、文化的に価値の高い都市空間を形成し、県内外から多くの人々が訪れる文化や地域の魅力を活かした風格のある都市づくりを目指します。

また、それぞれのまちが海・山・川・平野と歴史が育んだ豊かな生活（個性）を失うことなく互いに連携できるような空間づくりに努め、都市観光を担う人材の育成や、観光客や移住者の受け入れ態勢の整備を進めます。

2 都市計画区域毎の将来市街地像

(1) 酒田都市計画区域

- ① 市街地の無秩序な拡大を抑え、既存の都市機能の有効活用を進めるとともに、市街地内にある様々な拠点機能の再整備・充実を図りながら、各々の連携を強化することで、コンパクトで快適・便利な市街地の形成を進めます。
- ② 中心市街地における居住と都市機能の維持・強化や、地域生活拠点における身近な生活機能の維持、市街地全体での良好な生活環境と産業活動とのバランスに配慮したまちづくりを目指します。
- ③ 酒田港や庄内空港、高速道路、地域高規格道路、東北公益文科大学などの本区域の優位性・活力源となる機能の有効利用により活性化を図るとともに、既存の様々

な産業集積や新たな産業立地の動き等の活力源を活かして、地区の特性にあわせた工業・流通系の土地利用を進めます。

なお、酒田港では、臨港地区におけるカーボンニュートラルの実現を目指し、再生可能エネルギー施設の導入拡大を推進しています。そのような中で、令和6年4月には、酒田港が海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定されたことから、今後、酒田港付近において、洋上風力発電を契機とした地域産業の活性化が期待されています。

- ④ 農村集落の維持・振興や田園・砂防林・森林の保全、乱開発の防止に努めるとともに、市街地とメリハリのある適切な土地利用を図ります。
- ⑤ 広域交流・都市間交流の活性化や経済活動の更なる向上、利便性の高い暮らしの確保に向けて、広域連携軸、地域間連携軸、主要拠点連携軸となる都市幹線道路の整備に加え、住民生活に身近な地区内交通などの整備を推進し、交通ネットワークの維持・充実を図ります。
- ⑥ 酒田市、遊佐町、由利本荘市、にかほ市と連携した「鳥海山・飛島ジオパーク」（H28.9月、日本ジオパーク認定）、観光庁の認定を受けた「日本の奥の院・東北探訪ルート」や秋田県南部から新潟県北部の市町村等で形成する「日本海きらきら羽越観光圏」等が連携しながら、広域観光を推進します。
- ⑦ 酒田らしい景観は、自然、歴史、文化の上に多くの住民の幾世代にもわたる努力が加わって創られていくものという前提に立ち、景観形成やその保全に努めます。
- ⑧ 緑と水の空間は、防災上、景観上も重要な役割を果たしており、住民と行政が一緒になって、美しく快適な空間の維持に努めます。
- ⑨ 昭和51年（1976）年の酒田市大火の教訓を基に、防火地域、準防火地域の指定等による建物の不燃化や公園・緑地等オープンスペースの確保など、今後も一層の防災性向上に努めるとともに、大震災や津波浸水、洪水による浸水、土砂災害等で想定される自然災害に備え、住民が安心して暮らせる都市を目指し、防災・減災の取り組みや災害に強い都市づくりを進めます。

（２）八幡都市計画区域

- ① 鳥海山の豊かな自然に恵まれた魅力的で良好な住環境の維持を図るとともに、農地と宅地の調和や農地の適正な保全を図ります。
- ② 酒田市八幡総合支所周辺には、八幡地域の行政機能や商業施設（最寄り品等）、医療施設、金融機関などが一定程度集積しており、身近な生活を支える地域生活拠点の役割を担っています。今後も引き続き、周辺の住宅地や農村集落、中山間地域内集落の生活を支えるために、必要な都市機能の維持を図ります。
- ③ 国道344号及び国道345号沿いには沿道型サービスが集積し、八幡地域の身近な生活を支える空間が形成されていることから、その維持を図るとともに、国道344号以南及び国道345号以西の地区に集積している工場等は、今後も引き続き無秩序な広がりを防ぎながら、現状の機能維持を図ります。
- ④ 酒田市、遊佐町、由利本荘市、にかほ市と連携した「鳥海山・飛島ジオパーク」（H28.9月、日本ジオパーク認定）、観光庁の認定を受けた「日本の奥の院・東北探

訪ルート」や秋田県南部から新潟県北部の市町村等で形成する「日本海きらきら羽越観光圏」等が連携しながら、広域観光を推進します。

- ⑤ 大震災や洪水による浸水、土砂災害等で想定される自然災害に備え、住民が安心して暮らせる都市を目指し、防災・減災の取組みや災害に強い都市づくりを進めます。

(3) 遊佐都市計画区域

- ① 都市施設改築時に、圏域内の同種施設との役割分担の検討を行い、効率的な都市経営を考慮した施設整備を行います。
- ② 酒田市、遊佐町、由利本荘市、にかほ市と連携した「鳥海山・飛島ジオパーク」(H28. 9月、日本ジオパーク認定)、観光庁の認定を受けた「日本の奥の院・東北探訪ルート」や秋田県南部から新潟県北部の市町村等で形成する「日本海きらきら羽越観光圏」等が連携しながら、広域観光を推進します。
- ③ 災害の危険が高い地域には新たな住宅地を開発しないことを基本とします。
- ④ 高速道路を活用し、山形県の北の玄関口としての「道の駅」を主体とする「パーキングエリアタウン計画」による県外交流の促進と地域活性化を図る取組みを促進します。
- ⑤ 町が空き家を借り上げてリフォームし、移住者等に貸し出すなど、空き家の利活用を促進します。
- ⑥ 大震災や津波浸水、洪水による浸水、土砂災害等で想定される自然災害に備え、住民が安心して暮らせる都市を目指し、防災・減災の取組みや災害に強い都市づくりを進めます。

第5 都市づくりの方針と取り組み方向

1 「広域連携」 ～都市間連携を推進する都市づくり～

広域的な都市の連携を検討し、都市機能の相互補完などの持続可能な都市経営に向けた取り組みを推進します。

(1) 広域的な連携に向けた取り組み

- ① 圏域内の各都市と県で連絡調整会議などを開催し、共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、各都市の都市計画への反映を図ります。
- ② 広域調整会議などにより、周辺都市への影響が大きい都市計画を調整する仕組みづくりを推進します。

(2) 都市機能の相互補完

- ① 質の高い都市生活サービスを維持・確保するため、圏域全体を視野に入れ、各都市が連携して医療施設及び福祉施設などの都市機能の効果的な整備と相互補完する取り組みを推進します。
- ② 必要に応じて、鶴岡市、庄内町及び三川町により構成される庄内南部圏域との連携を図り、持続可能で、共存・共栄する都市づくりを一層促進します。

(3) 広域交通ネットワークの整備

日本海沿岸東北自動車道及び高規格道路新庄酒田道路の整備を促進するとともに、国道7号、国道47号、国道112号をはじめとする都市計画道路網の機能強化を図り、広域的な交通ネットワークを形成し、圏域内外との連携や交流を促進します。

(4) 高速道路を活用した県外との連携

物流・防災・医療・観光など、他県との様々な連携を高速道路ネットワークの整備で強化することにより、コンパクトなまちづくりの実現を図ります。

2 「多様な交流」 ～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～

本圏域は、美しい山並み、田園風景などの優れた自然景観を有するとともに、都市部においては地域の歴史的建造物、古い街並みなどの優れた景観を有しています。

これら圏域の自然、文化及び歴史的な魅力を活かした多様な交流により、活力ある都市づくりを推進します。

(1) 魅力ある景観の整備、活用

鳥海山及び日本海などの優れた自然景観並びに広大な庄内平野に広がる田園風景を大切にしながら、引き続き良好な景観を保全していくとともに、交流人口の拡大にも目を向けた観光資源として景観の整備及び活用を図ります。

(2) 出会い・交流拠点の創出

まちなかの公園、駅周辺部、道路などの公共空間、空き家などを、地域の賑わいや交流拠点として活用できるまちづくりを推進します。

（３）高速道路などを活用した県内外との交流促進

- ① 道路ネットワークによる他県及び他圏域との接続により、人・物・情報・文化などが行き交う新たな交流拠点づくりを促進し、都市の活性化を図ります。
- ② 高速道路に加え、鉄道、航空（庄内空港）の広域的交通ネットワーク機能と、酒田港を拠点とした国際的物流機能の強化による交流を促進します。

（４）都市と農村地域、都市間の交流

- ① 農村地域の優れた地域資源を活用した体験学習など、農地などの有効活用を進め、都市住民との交流を促進します。
- ② 地域の資源や特性を活かし、都市間相互に連携しつつ、U I J ターン希望者の二地域居住や空き家への移住、滞在などを促進します。
- ③ 自転車利用者の健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の振興、環境負荷の低減などに資する自転車の活用推進を図るため、都市内及び都市間における自転車通行空間のネットワーク形成を推進します。

3 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～

人口減少時代において住民生活の質が低下する前に、複数の市町が連携して機能補完を図りつつ、交通結節点を中心とした徒歩圏におけるまちの魅力を高めて、まちなかに都市機能と居住を誘導し、コンパクトな中にも賑わいのあるまちづくりを進めることなどにより、安心して暮らしていける都市づくりを推進します。

（１）立地適正化の促進

- ① 持続可能な地域の骨格構成や人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現に向けた、都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画の策定を促進します。
- ② 立地適正化計画に基づく、居住誘導区域や都市機能誘導区域などの設定により、商業をはじめ、まちなか居住や、医療、福祉、子育て施設などといった都市機能や住宅の適切な誘導や再配置を図り、コンパクトな都市づくりを促進します。

（２）空き家・空き地の利活用

- ① 空き家対策計画などに基づく活用施策の取組みを促進します。
- ② 空き家・空き地を活用し、二地域居住の促進によるにぎわいのある居住環境の形成やコミュニティが維持できる都市づくり、ゆとりある広さの住宅地への転換や地域住民の交流広場等の創出、リノベーションの取組みを促進します。

（３）土地の高度利用

- ① 都市機能誘導区域内の商業地や業務地では、都市機能の集積等の土地の高度利用に努め、活力と魅力ある市街地の形成を図ります。
- ② 広域圏の核となる酒田市の中心市街地では、土地の高度利用による都市居住や宿泊施設の整備を促進します。

4 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～

地震災害、津波災害、水害及び土砂災害などの被害軽減に向けて、施設整備、ソフト対策などによる防災まちづくりの積極的な取組みを推進します。

(1) 施設整備などの推進

- ① 緊急輸送道路などの無電柱化、狭き道路の改善、避難場所としても機能するオープンスペースの確保などによる防災まちづくりを推進します。
- ② 雪に強い交通基盤やライフラインの確保を推進します。
- ③ 水害や土砂災害対策として、河川・砂防施設の効果的な整備、人命保護を最優先にした警戒避難体制の確立、住民との協働などによる効率的・効果的な維持管理を推進します。
- ④ 市街地における建築物の耐震化及び不燃化の促進、避難場所の確保などにより、災害に備えた市街地の防災性を高めていきます。
- ⑤ 防災や防犯に配慮した都市環境の整備・管理を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを促進します。

(2) 都市計画における対応

- ① 立地適正化計画などに基づく居住誘導区域の設定及び新たな市街地の検討などには、災害の危険が高い地域は含めないことを基本とします。
- ② 既成市街地の空き地を雪捨て場として利用するなど、空き家・空き地の利活用のための計画づくりを促進します。
- ③ 地区計画に基づく住宅のセットバックによる道路・公共空間及びオープンスペースの確保などを促進します。
- ④ 細街路が混在する市街地などでは、市街地再開発事業などにより防災性の向上を図ります。
- ⑤ 都市機能が集積し、人が集まる地域では、防火・準防火地域の指定を促進します。

5 住民などとの協働

県民、事業者、大学生、高校生などの多様な主体が連携・協働して、人々が交流する賑わい空間づくりや都市の個性や資源を活かした圏域らしいまちづくりを促進します。

(1) 県民意見の反映機会増加の取り組み

- ① 多様な主体によるまちづくりを実現するために、都市計画やまちづくりに関する情報提供を積極的に推進します。
- ② 住民のニーズをきめ細かく把握するため、都市づくりに関するアンケート調査、ワークショップなどを開催し、住民の声を施策に反映する機会づくりを促進します。

(2) まちづくり活動への支援

- ① 多様な主体が自ら実践するまちづくりを支援し、持続的なまちづくり活動を支援します。
- ② 多様なまちなかコミュニティビジネスを創出する若者などの活動を支援します。

- ③ 次世代を担う子どもたちが地域への関心を高め、地域社会と積極的にかかわる姿勢を育むため、子どもたちが参加できるまちづくりワークショップ、まちづくり学習などの活動を支援します。

(3) 提案制度の活用

都市計画への主体的な住民参加を促進するため、提案制度の活用を促進します。

6 県と市町との連携

人口減少傾向の継続が見込まれており、各都市単独で様々な都市機能全てを整備・維持することが困難になることが見込まれます。このため、県と市町が連携して広域的な都市間の連携、都市機能の相互補完などを促進し、土地利用をはじめ、都市基盤を効率的に維持・確保していく取組みを推進します。

- (1) 県と市町が連携し、都市づくりの方向性などの広域的な都市圏構造の共有化を図り、都市間の連携や都市機能の相互補完を促進します。
- (2) 用途地域、都市計画道路などの個々の都市計画の決定にあたっては、隣接する都市計画区域との整合性をとり、連携を図ります。

第3章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

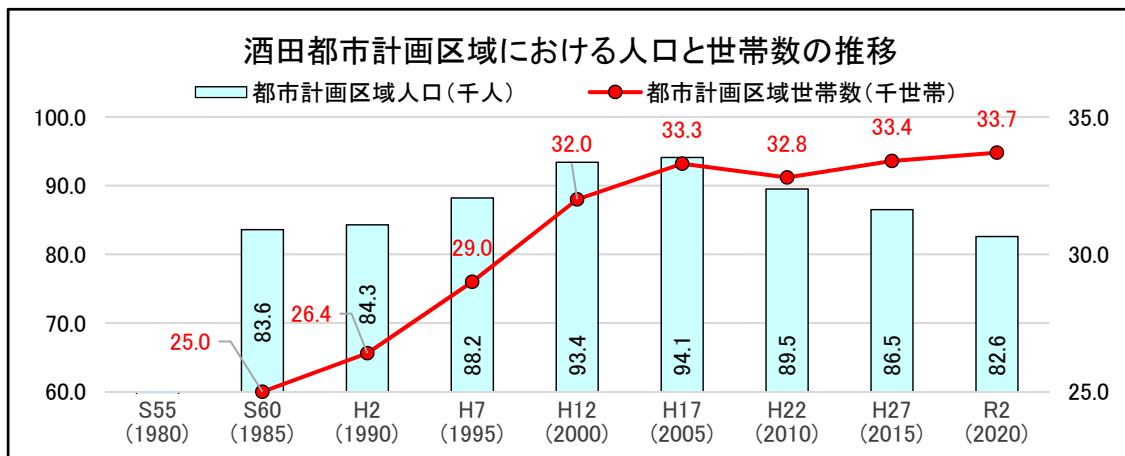
第1 区域区分の決定の有無

1 酒田都市計画区域

酒田都市計画区域では、引き続き、区域区分を定めます。

以下のことから、区域区分を廃止した場合、無秩序な市街化が進展する可能性が十分にあるため、今後も継続して、区域区分を定めます。

- (1) 酒田都市計画区域の人口は、平成17年（2005年）から減少傾向に推移していますが、世帯数は増加傾向にあり、市街地周辺では開発行為が見られます。



出典2：国勢調査（総務省統計局）

- (2) 酒田港国際コンテナターミナルの整備拡充や、日本海沿岸東北自動車道及び高規格道路新庄酒田道路の整備に伴い、開発ニーズが高まるものと考えられます。
- (3) 市街地部を除く地域には、水田や豊かな自然が残る丘陵地が広がっており、これらをしてできる限り保全し、周辺の環境と調和した都市づくりを進めていく必要があります。
- (4) 中心市街地では、人口の流出や商業を取り巻く環境が厳しいことを踏まえ、市街地の再整備と土地利用の誘導を積極的に推進していく必要があります。

2 八幡、遊佐都市計画区域

八幡及び遊佐都市計画区域では、引き続き、区域区分を定めません。

以下のことから、無秩序な市街地拡大の抑制が可能であるため、引き続き、区域区分を定めません。

- (1) 都市計画区域内の人口は減少しており、今後も引き続き減少傾向が継続することが予想されます。
- (2) 酒田市及び遊佐町では、人口減少と少子高齢化を都市の重要な課題として捉え、都市機能の集約、中心市街地の活性化、地域コミュニティの維持など、既存の市街地及

び集落の維持を都市づくりの方向性として掲げていることから、無秩序に市街地が拡大する可能性は低いと考えられます。

- (3) 区域内の農地や緑地は、農業振興地域の整備に関する法律及び森林法などの他法令により、概ねの保全が図られています。

第2 区域区分の方針

1 人口の見通し

項目	単位	令和2年 (2020年 ^{出典2})	令和17年 (2035年)
酒田都市計画区域	千人	82.6	68.8
市街化区域	千人	70.4	60.2
市街化調整区域	千人	12.2	8.6

出典2：国勢調査（総務省統計局）

2 産業の見通し

項目			単位	令和 2 年 (2020 年)		令和 17 年 (2035 年)
庄内 北部 圏域	生産規模	工業出荷額 ^{出典 4}	百万円	245,583		262,399
		商品販売額 ^{出典 10}	百万円	※ ³ 239,424		215,721
	就業者数 ^{出典 2}	第一次産業	千人	5.3		3.8
		第二次産業	千人	14.8		9.4
		第三次産業	千人	36.5		31.2

※3 基準年次に調査未実施のため、直近の令和3年（2021年）の公表値を記載

出典4：山形県の工業（山形県）

出典10：経済センサス（総務省統計局）

出典2：国勢調査（総務省統計局）

3 市街化区域規模

項目	令和2年 (2020年)	令和17年 (2035年)
市街化区域の規模	2,876 ha	2,876 ha

第4章 主要な都市計画の決定の方針

第1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1 拠点の配置方針

都市機能及び生活機能を確保するための用途の誘導を図りながら、定住化促進のために安心して暮らすことのできる広域拠点、地域拠点及び産業拠点を形成・育成していきます。

(1) 広域拠点

広域拠点には、都市圏域の中心部を位置づけ、都市機能が集約可能な土地利用を図るとともに、地域の独自性や周辺都市機能の立地状況を十分考慮し、その周辺を含めた土地利用を総合的に計画します。

広域拠点：酒田市の市街地中心部

(2) 地域拠点

地域拠点は、広域拠点と連携し、地域の生活拠点及び都市と農山村の交流拠点を位置づけ、広域拠点との役割分担のもと、必要に応じて、用途地域の新規指定又は変更を実施し、必要な都市機能の強化を図ります。

地域拠点：酒田市の八幡地域 及び 遊佐町の市街地中心部

(3) 産業拠点

産業拠点は、周辺の自然環境、住環境との調和に配慮しつつ、産業機能の維持・増進を図り、各地域の産業基盤を支える拠点とします。

産業拠点：既存の工業団地

2 主要用途の配置の方針

土地の利用について、以下のとおり分類し、都市計画区域の中に配置していきます。

(1) 商業地・業務地

商業地・業務地は、現行の商業系用途地域である次の地域を位置づけ、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食、文化、スポーツ、教養などの機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。

都市計画区域名	地域
酒田都市計画区域	酒田駅周辺の現行商業地域 国道7号、主要地方道酒田松山線及び一般県道吹浦酒田線沿いの 現行近隣商業地域
八幡都市計画区域	現行近隣商業地域
遊佐都市計画区域	一般県道遊佐停車場藤崎線沿いの現行近隣商業地域

(2) 工業地

工業地は、現行の工業系用途地域にある次の工業団地などを位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。

都市計画区域名	名称 ^{出典11}
酒田都市計画区域	酒田大宮工業団地 酒田 ^{せきひがし} 東工業団地 酒田 ^{かわみなみ} 川南工業団地 酒田 ^{よつごや} 西興野工業団地
遊佐都市計画区域	遊佐町工業団地 鳥海南工業団地

出典 11：山形県調べ

(3) 住宅地

住宅地は、現行の住居系用途地域、市街地周辺部及び既存集落に配置します。

3 市街化区域・用途地域の土地利用の方針

集約型都市構造の形成に向け、都市の拠点性を高め、既成市街地の再構築を進めます。

(1) 土地の高度利用に関する方針

- ① 酒田市の中心市街地では、都市機能誘導施設などの整備を進めながら、都市機能及び商業機能の拡充や防災性の向上を図るため、土地の高度利用を促進します。
- ② 酒田市の中心市街地では、高次都市機能など、既存の機能集積や活用可能な低未利用地などの既存ストックを活かした持続的かつ効率的なまちづくりを進めます。

(2) 住環境の改善又は維持に関する方針

- ① 住居系に特化した地域では、必要に応じて、地区特性をふまえたきめ細かな用途地域見直しや地区計画制度の活用などにより、良好な住環境の実現を図ります。
- ② 既成市街地では、地区計画や特別用途地区などの活用などにより、地域地区を有効に活用し防災性の向上や街なみ景観形成、空き家・空き地などの対策強化を図り、まとまりをもった地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めます。
- ③ 工業系に特化した地域では、特別用途地区、地区計画等の指定により工場操業環境の向上と周辺住環境の保全を図ります。

(3) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

豊かな自然や歴史、文化遺産を活かしつつ、新しいものとの調和を図りながら庄内北部圏域らしい景観づくりを促進します。

(4) 災害防止の観点から必要な土地の誘導に関する方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するための総合的な対策として、災害ハザードエリアからの移転促進等による安全なまちづくりを推進します。

4 市街化調整区域・用途白地地域の土地利用の方針

市街化を抑制し、土地利用の整序を図ります。

（１）優良な農地との健全な調和に関する方針

- ① 優良な農地は、災害時の避難場所や大雨時の雨水の貯留、津波の減勢などの多様な防災機能も有しており、その有効な活用と適正な保全を図ります。
- ② 適正な土地利用誘導により、都市と農村地域の調和を図り、市街地に隣接する農地などの自然環境を保全します。

（２）災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するための総合的な対策として、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制及び災害ハザードエリアからの移転促進等による安全なまちづくりを推進します。

（３）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺に広がる田園風景は、良好な景観資源の一つであるとともに、生産供給の場でもあるため、原則として優良な農地を転用した宅地化は行いません。

（４）秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ① 市街化調整区域では、原則、市街化を促進するような都市施設は整備しません。
- ② まちなかにある未利用地又は遊休施設など、既存インフラを有効活用した土地利用を図ります。
- ③ 日本海沿岸東北自動車道及び新庄酒田道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成のポテンシャルを有していることから、用途地域の指定や、地区計画制度の活用などを図り、周辺の土地利用や農林漁業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を促します。
- ④ 市街化調整区域において、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業系土地利用を行う場合には、地区計画制度等の活用を図り、優良な農地など周辺の土地利用や自然環境との調和に配慮しながら進めます。
- ⑤ 現在、都市計画区域外である日本海沿岸東北自動車道の遊佐鳥海インターチェンジ周辺は、道の駅の移転・整備に伴い、今後開発が見込まれることから、市街地やその周辺部と整合した秩序ある土地利用を図るため、都市計画区域の見直しを検討します。

第２ 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

長期末着手施設の計画的な見直しを進め、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。

１ 交通施設の都市計画の決定の方針

（１）基本方針

- ① 少子高齢社会への対応、環境負荷の軽減、冬期間でも円滑で安心・快適な移動の確保など、人にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。

- ② 広域交通体系を担う日本海沿岸東北自動車道及び高規格道路新庄酒田道路の整備を進めるとともに、庄内空港、高速道路インターチェンジへのアクセス道路や周辺都市との連絡道路となっている国県道の機能の強化を進めます。
- ③ 鉄道やバス、空港などとの連携強化や、新技術を活用した交通弱者の生活利便性を確保する移動システムの実現、歩行者などの安全を支える効果的な対策を実施します。
- ④ 酒田港では、物流機能や大型客船寄港のための機能強化を推進し、国際物流拠点及びクルーズ船などによる観光交流拠点を整備するとともに、クルーズ船観光客とまちなか交流を促進します。
- ⑤ 長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進めます。
- ⑥ 都市計画道路の見直しは、住民などの意見も十分に聴取し、まちなみ保存といった選択肢も視野に入れて進めます。

(2) 主要な施設の配置方針

基本方針に基づいて、都市計画道路を中心に以下のとおり配置します。

区分	区域名	路線（施設）名
自動車専用道路 （圏域内外の広域的な連絡）	酒田	(都) 酒田余目線（国道 47 号 余目酒田道路） (都) 酒田遊佐線（日本海沿岸東北自動車道）
	遊佐	(都) 遊佐吹浦線（国道 7 号遊佐象潟道路）
主要幹線道路 （圏域内の連絡）	酒田	(都) 豊里十里塚線（国道 112 号）、 (都) 宮海広野線（国道 7 号）、 (都) 広田余目線（主要地方道酒田鶴岡線）、 (都) 岸壁宮海線（国道 112 号）
	八幡	(都) 市条線（国道 344 号）、 (都) 小泉常禅寺線（国道 344 号）、 (都) 寺田芹田線（国道 344 号）
	遊佐	(都) 遊佐駅朝日橋線（国道 345 号）、 (都) 下高砂長橋線（国道 345 号）
	圏域	圏域内の国道及び主要地方道
都市幹線道路 （主要幹線道路への接続）	圏域	その他、市街地間を結ぶ幹線道路や市街地形成の骨格である環状幹線道路、市街地を通る都市軸幹線道路
駅前広場 （交通結節機能）	酒田	酒田駅前（西口）、酒田駅前（東口）
	遊佐	遊佐駅前

(3) 主要な施設の整備目標

概ね今後10年以内に優先的に整備する予定の路線は、次のとおりとします。

区分	区域名	路線名	整備区間
自動車専用道路	遊佐	(都) 遊佐吹浦線（国道 7 号遊佐象潟道路）	全線
幹線街路	酒田	(都) 宮海広野線（国道 7 号）	酒田市広野字興屋
		(都) 中央実生橋線（国道 112 号）	酒田市本町
		(都) 本町東大町線（主要地方道酒田松山線外）	酒田市中町～二番町

2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道

ア 市街地における生活排水などを効率的に処理し、生活環境の改善、河川など公共用水域の水質を保全するため、下水道施設の適切な維持管理を進めます。

イ 雨水排水対策については、近年の内水氾濫による浸水被害多発地区の緊急対処を実施するとともに、各市町が策定した雨水対策整備計画に基づいた事業の実施を促します。

② 河川

ア 河川の特徴や動植物の生態をよく把握し、良好な動植物の生息・生育環境について可能な限り保全・創出を図ります。

イ 河川の氾濫から住民の生命、財産を守るため、より効果的な施設整備を進めるとともに、豪雨時に河川の氾濫の恐れがある箇所については、河川改修を推進します。

ウ 洪水時の避難、水防活動の円滑で効率的な実施に役立てるために洪水ハザードマップの更なる周知及びインターネットなどを活用した防災情報の提供に努めます。また、流域治水の推進・深化のため、流域内のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった対策を推進するとともに、河川管理の高度化を図ります。

エ 河川整備計画などと整合を図りながら河川環境の保全・創出に努めたサイクリングロード、遊歩道及び親水護岸などの整備を推進することにより、自然にふれる水辺空間の確保を図っていきます。

(2) 主要な施設の配置方針

汚水及び雨水排水施設並びに河川整備計画などとの整合を図りながら、流域治水としての治水安全度の向上及び生活環境の改善を図ります。

(3) 主要な施設の整備目標

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は、次のとおりとします。

区分	区域名	名称
下水道	酒田	酒田都市計画公共下水道
	八幡	八幡都市計画公共下水道
	遊佐	遊佐都市計画公共下水道
河川	酒田	最上川、新井田川
	八幡	
	遊佐	月光川

3 その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 高齢者福祉の維持・充実を図るため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの建替えなどにあたっては、関係機関などとの連携を図ります。

- (2) 子育て環境の充実を図るため、子育て関連施設については駅や学校周辺などの利便性の高い地域への誘導を図ります。
- (3) 都市施設の改築更新を行う際には、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを進め、環境負荷の低減に努めます。

第3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1 主要な市街地開発事業の決定の方針

集約型都市構造の形成に向け、事業執行の適切性・透明性確保の観点及び事業効果の効率的な発現の観点から事業の評価を実施し重点化を図ります。

- (1) コンパクトな市街地の形成を目指す観点から、新市街地の整備につながる市街地開発事業（住居系）は原則として行わず、新たな住宅地は現在の用途地域の低未利用地に配置します。
- (2) 空き地の増加したエリアにおける小規模な区域での市街地整備計画の策定を促進します。
- (3) 市街地開発事業を行う場合は、快適に安心して暮らせるよう、子育て支援施設や医療施設、スーパーマーケット等の商業施設など日常生活を支える施設の立地を促進します。
- (4) 酒田都市計画区域では、酒田市大火を教訓とした都市内緑地の防災機能の重要性を踏まえ、寺町一帯の社寺用地と数多い松やケヤキの保全とともに、東日本大震災を教訓としたオープンスペースの確保や公共施設の耐震化の推進など防災にも配慮した都市づくりを進めます。
- (5) 八幡都市計画区域では、既成市街地における住宅の供給に際しては、豊かな自然に恵まれた魅力的で良好な住環境の維持を図りながら、未利用地や空き家・空き地の活用を検討し、空洞化の抑制に努めます。
- (6) 遊佐都市計画区域では、現在の用途地域の未利用地や空き家・空き地の活用を検討し、空洞化の抑制に努めます。

第4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1 基本方針

都市の近郊や市街地に残された緑地などは、山形らしい豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であるため、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。

2 主要な緑地の配置の方針

(1) 都市公園、緑地

- ① 身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となるよう、公園や緑地相互間を有機的に結び、緑のネットワークの形成を図ります。
- ② 山形の植物・自然を身近に感じられる都市公園など、山形らしい個性豊かな都市公園づくりを推進します。
- ③ 都市公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を進めます。
- ④ 市街地の社寺林、保存樹及び水辺などの緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であるため、今後とも継続して緑を保全します。

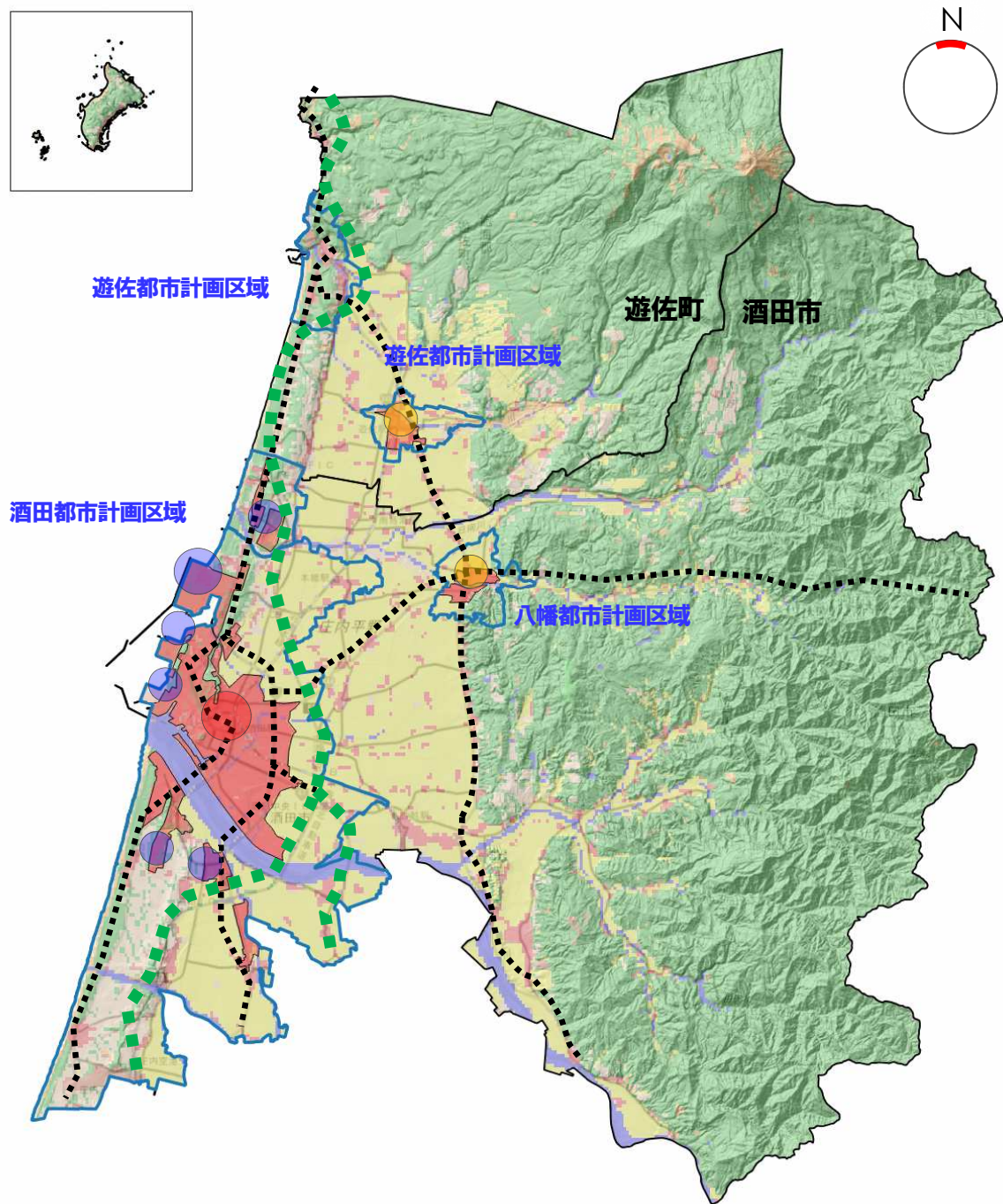
(2) 都市の農地

- ① 市街地及びその周辺の良い農地は、災害時の避難場所や大雨時の雨水の貯留、津波の減勢など、多様な防災機能を有しており、その有効な活用及び適正な保全を図ります。
- ② 適正な土地利用誘導のもと、都市と農村地域の連携などを促進し市街地に隣接する農地等の自然環境を保全します。

(3) 自然環境の保全

- ① 市街地周辺の保全された里山や、水辺の持つゆとりと安らぎなどをまちづくりに活かして、都市の価値を高めます。
- ② 山形の人々に息づく自然や環境と親和する暮らしを継承し、住みやすく環境にやさしくゆとりのある田園都市づくりを進めます。
- ③ 鳥海国定公園に代表される貴重な自然環境を守り育てるとともに、持続可能で環境にやさしい自然エネルギーの普及を継続的に行い、今後の土地利用の動向等を勘案しつつ、これらの良好な環境との調和に努め、潤いあふれる緑と水のまちづくりを進めます。

第5 庄内北部圏域概要図



～凡例～

田	その他の農用地	森林	荒地	建物用途	道路
鉄道	その他の用地	河川及び湖沼	海浜	ゴルフ場	
行政界	都市計画区域	市街化区域（酒田）、用途地域（八幡・遊佐）			
広域拠点	地域拠点	産業拠点	広域骨格交通軸	都市骨格交通軸	

参考文献

- 出典1 国土交通省国土地理院：令和6年全国都道府県市町村別面積調（1月1日時点）
- 出典2 総務省統計局：国勢調査（令和2年）
- 出典3 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）
- 出典4 山形県の工業（山形県）
- 出典5 観光者数調査（山形県）
- 出典6 外国人旅行者受入実績調査（山形県）
- 出典7 防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査（総務省消防庁）（R4.10.1現在）
- 出典8 住宅・土地統計調査（総務省統計局）（平成30年）
- 出典9 山形県調べ
- 出典10 経済センサス（総務省統計局）（令和2年）
- 出典11 山形県調べ